

第五章 インターネットに関する特則

第一節 特定ドメイン名電気通信役務

1. ドメイン名と名前解決サービス

電気通信事業法施行当時は主たる電気通信役務が電話であり、その接続に用いられる電気通信番号としてはいわゆる電話番号が念頭におかれていた。電話番号の管理はかつて電電公社が統一的に管理していたものを NTT が引き継いで、その後電気通信事業法に電気通信番号に関する条文が整備され、現在の電気通信番号計画の定めに従う番号体系とその運用が整備されたが、その後発達したインターネットにおいては、文字や数字から構成される IP アドレスによって接続先を識別する。IP アドレスの管理は電話番号のように一国の機関や国際条約の定めで統一的に規定されるのではなく、米国の非営利法人 ICANN²⁵⁶をはじめとする民間のサービスとして提供されている。これに従ってインターネットの URL やメールアドレスのドメイン名²⁵⁷の照会を受けたらこれに対応する IP アドレス²⁵⁸を回答するサービスが行われており、これを「名前解決サービス」と呼ぶ。

インターネット上でどこかのホームページにアクセスする場合を例にとると、発信側のコンピュータから接続先の URL が指示されると、契約しているインターネットプロバイダ経由で、当該 URL のドメイン名を名前解決サービスのサーバに照会して IP アドレスの回答を受け取ることにより接続先特定に必要な情報を取得して次の接続動作に移る。

2. ドメイン名電気通信役務と特定ドメイン名電気通信役務

一般に名前解決サービスを提供するのは回線非設置事業者であり、ドメイン名を送り込んだらこれを IP アドレスに変換する付加価値をつけて送り返すというのだから他人の通信を媒介しておらず、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」に該当する。従ってかつては「第三号事業」として、電気通信事業法の規定の大半は適用除外とされてきたが、インターネットの普及とともに名前解決サービスの安定的供給の重要性が高まり、このサービスのうち確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものについて第三号事業

²⁵⁶ The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers カリフォルニア州登録

²⁵⁷ 例えば < <https://www.dekyo.or.jp/> > という URL の「dekyo.or.jp」の部分

²⁵⁸ 数字と「.」の組合せによって IPv4 の 32 ビットを表すもの及び数字や 16 進法表記に用いる英字と「:」の組合せによって IPv6 の 128 ビットを表すもの[施行規則 59 の 2③]